



あぐに



東ヤマトウガー

10月の主な内容

- 総務課だより 2～5頁
- 教育委員会だより 5頁
- 民生課だより 6～9頁
- 経済課だより 10・11・15頁
- 村長だより 12頁



■村の人口と世帯数（令和3年8月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	96人	128人	151人	375人 1人増
	女	74人	104人	142人	320人 増減無
	計	170人	232人	293人	695人 1人増
世帯数	113世帯	146世帯	165世帯	424世帯	2世帯増

■ハブの発見数情報（令和3年9月15日時点）

令和3年度	平成29年度からの総数
29匹	60匹



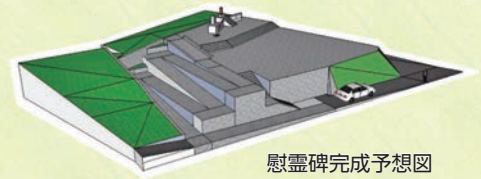
粟国村慰霊碑整備工事がスタートしました。

一括交付金を活用し、慰霊碑整備工事がスタートしました。
完成は令和4年3月を予定しております。

工事期間中は騒音や交通渋滞など、ご迷惑をお掛けしますが、安全には十分注意して工事を進めていきますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆慰霊碑整備工事の概要

- ・場 所：粟国村字東1082-1及び1083-1及び1084及び1085-1
- ・工事業者：株式会社 丸内
契約額 51,700,000円
- ・施工監理：サンケイエンジニアリング株式会社
契約額 1,364,000円



慰霊碑完成予想図



慰霊碑整備場所

経済課 だより

経済課から水道工事についてのお知らせ

令和3年度、下記のとおり水道工事を実施します。

工 事 名：令和3年度粟国村配水管・給水管新設工事

工事期間：令和3年9月2日～令和3年11月26日

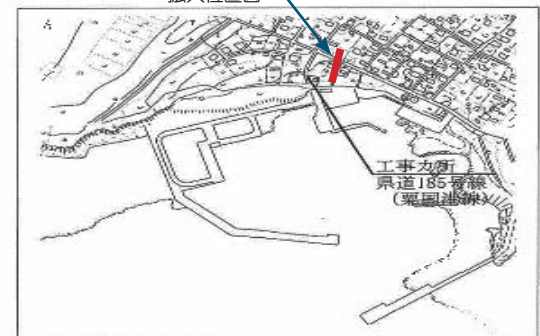
なお、水道工事に際しては、安全の確保に十分な対策をたてて進めてまいります。

大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

位置図



拡大位置図



栗国村選挙管理委員会からの注意事項について

選挙違反は、「犯罪」として処罰の対象となっています。
候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。
下記のような罪に問われないよう、皆様お気を付けください。

買収罪

選挙で自分の票を金銭で取引するのは禁止されており、
お金を渡した人も、受け取った人も処罰対象となります。
実際に金銭の受け渡しがなくとも、約束するだけで処罰
対象になります。

また、買収を促すだけでも処罰対象となりますのでお気を付けください。
※3年以下の懲役・禁錮または50万以下の罰金が科せられます。※



自賠責保険・自賠責共済のご案内

「忘れていませんか？「自賠責保険・自賠責共済」」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和2年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

概要

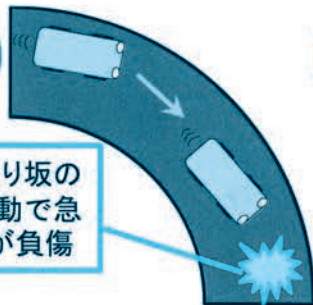
- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

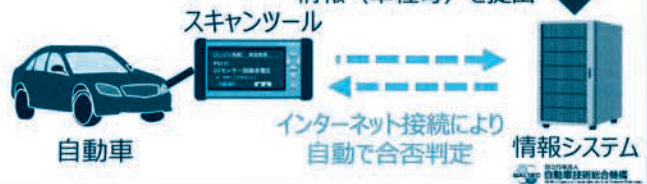
- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。

電子制御装置の故障事例

乗合自動車(バス)が上り坂の右カーブを走行中、自動で急ブレーキが作動し乗客が負傷



電子的な点検・検査のイメージ



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



◆◆ 奨学生の募集のお知らせ ◆◆

【募集期間】 令和3年9月13日（月）～ 令和3年10月15日（金）

【募集内容】

①令和3年度貸与奨学生の追加募集

対象：沖縄県内に住所を有する者の子弟で、国内の大学院、大学、高等専門学校（高専）専修学校（専門課程）に在学している者。

②令和3年度留学貸与奨学生の募集

対象：沖縄県内に住所を有する者の子弟で、我が国の大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学している者、又は我が国の特別支援学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学している者。ただし、語学研修プログラムのみを受講する者など、非正規の学生は除く。

③令和4年度大学貸与奨学生の募集（予約採用）

対象：沖縄県内に住所を有する者の子弟で、令和4年3月に高等学校等を卒業予定でありかつ令和4年4月に国内の大学又は短期大学へ進学を希望する者。

【問い合わせ先】

（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 （098）942-9213 <http://www.oihf.or.jp/>
 詳細は募集要項、ホームページ等でご確認ください。

令和3年度 沖縄県最低賃金は

『 時間額 820 円 』

－ 令和3年10月8日（金）より発効 －

教育委員会 だより

始業式（8月26日）

始業式は体育館での実施に変えて、全校放送で行いました。2学期の目標を小学部は3年の代表、中学部は1年の代表に話してもらいました。二人とも勉強で頑張りたいことの他に、困っている人に寄り添えるようになりたいという気持ちを発表してくれました。すばらしい決意表明でした。ありがとうございました。



リモート授業

コロナ禍での登校控えで小学2年生は1人だけの授業だったため、試験的に「リモート授業」を実施しました。

回線のつながりが悪く画面が止まったりと完璧とはいえませんでした。子ども達がすぐに慣れたので、対応が早いと感心しました。

県の緊急事態宣言でリモート授業の研修会（GIGAスクール研修）が3回延期になり10月になりました。10月中旬以降本格的に実施できればと思います。その際にご家庭のネット環境も調べさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひします。



～地域における身近な相談・支援ボランティア～ 民生委員・児童委員募集

民生委員・児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受け一番身近な相談支援活動に取り組む方々で、地域のみなさんと福祉をつなぐ地域の相談窓口です。村内の民生委員・児童委員は、児童・高齢者の見守り訪問活動をおこなったり、学校・行政機関などと連携し、村民が安心して暮らせるよう様々な相談支援をしており、社会福祉の推進に努める大変重要な存在です。

民生委員・児童委員の活動には7つのはたらきがあります。

- 〔1〕 社会調査活動：生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- 〔2〕 相談活動：地域住民が抱える問題について、親身になって相談にのります。
- 〔3〕 情報提供活動：福祉の制度、サービスの情報を提供します。
- 〔4〕 連絡通報活動：適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
- 〔5〕 調整活動：必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- 〔6〕 生活支援活動：快適な生活ができるよう支援活動をします。
- 〔7〕 意見具申活動：生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

【募集について（2名）】

- ・民生委員の任期は3年です。
- ・民生委員・児童委員になるための主な要件としては
 - 〔1〕 地域の実情をご存知の（または理解したい）人
 - 〔2〕 社会福祉に理解情熱があり、実際に活動できる人
 - 〔3〕 年齢は概ね30歳以上75未満の方などです。

【問い合わせ】

- ・粟国村役場 民生課（電話番号：988-2017）
- ・民生委員・児童委員連絡協議会（粟国村社会福祉協議会）（電話番号：988-2045）

粟国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

市民税 第3期（納付期限）	11月1日(月)
国民健康保険税 第4期（納付期限）	11月1日(月)
後期高齢者医療保険料 第4期（普通徴収）	11月1日(月)

※粟国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料
- (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。
不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。
粟国村内であれば粟国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

健診に関する詳しいお問い合わせ・ご予約は
役場民生課まで 電話：098-988-2017

検査内容	備考	日時
身体計測(身長、体重、腹囲)・ 血圧・尿検査・問診・医師診察 血液検査-採血(脂質、血糖、 腎機能、肝機能)	※社会保険の被保険者の方は、基本的には「事業所健診」を受診して下さい。 健診内容や日程が異なるため、受診に関しては職場にご確認ください。	 <p>健康診断</p> <p>～受付時間～</p> <p>① 10月30日(土) 午前 7:00～10:30 午後 13:00～14:30 (※初日の午前中は混みますのでお時間には余裕を持って受診してください)</p> <p>② 10月31日(日) 午前 7:30～9:00</p>
瞳孔奥にある網膜に光を当てて、眼底鏡で写真をとり、観察します。		
ベッドに横になり、胸と両手足に電極シールを貼り付け、心電図を記録し、波形から心臓に異常が無いかを診ます。		
採血		
検診車にて胸のエックス線撮影(レントゲン)	妊娠している方、妊娠の可能性のある方は受診できません	
検査容器を事前に受け取り、提出日までに3回痰をとりま す。※痰が出ない方は検査できません	※10月30日以降の痰で3回分を採取 回収日時：未定(健診会場でお知らせします) 場所：保健師室に設置するクーラーボックスへ	
検診車にてバリウム検査(レントゲン)	80歳以上の方は検査を受けられません。 (ご希望の方は自己負担になりますが本島の病院で内視鏡検査で胃がん検査ができます。)	
自宅で便を2回採取します。健診当日に検便容器を配布しますので、提出日に保健師室へお持ち下さい。	※10月30日以降の便で2回分を採取 回収日時：未定(健診会場でお知らせします) 場所：保健師室に設置するクーラーボックスへ	
採血		
採血	がんの可能性を調べる検査なので、確実な診断のためには直腸診・経直腸エコーの検査が必要になります。	
乳房をはさみながら圧迫していき、上下・左右方向から1枚ずつレントゲンを撮ります	2年に1回の健診をお勧めします	<p>～受付日時～</p> <p>10月28日(木) 14:30～15:30</p> <p>※婦人検診だけ木曜日ですのでお間違えの無いようにご注意下さい 4月に予約された方はそのまま受診可能です。</p>
綿のついた細い棒状の検査器具を使って子宮の入口の細胞をこすり取ります		

！胃がん検査を受けるときの注意事項！

- ①前日の夜9時頃までに食事をすませてください。検査が終わるまでガム・タバコも控えてください。
 - ②アルコール類は前日は控えましょう。前日の深夜12時までは水・お茶を飲んでも構いません。
 - ③内服薬(血圧・心臓)服用中の方は、検査の3時間前までに少量の水で服用してください。その他の薬は検査終了まで控えてください。
- 検査できない方：①80歳以上の方②朝飲食した方③妊娠中の方、または思われる方④熱のある方・体調が悪い方⑤食道・胃・十二指腸の手術を受けた方や治療経過観察中の方⑥便秘の方⑦その他、問診により受けない方がよいと判断された方は健診受診出来ません。

令和3年度 栗国村 特定健診・がん検診のご案内

延期になっていた特定健診・がん検診の日程案内をいたします。

年1回の集団健診はとても大切な機会です。健診で、あなたの身体をチェックしましょう！！

健診項目		料金	対象者	検査目的
基本健診 詳細検査	基本検査 (特定健康診査)	0円	①国民健康保険加入者 (20歳以上)	糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣予防のための健診です。
	眼底検査	0円	②後期高齢者医療加入者の方 (健診当日75歳以上の方)	動脈硬化、糖尿病性網膜変性などの早期発見
	心電図検査	0円	③生活保護受給者 ④社会保険の被扶養者の方 (加入保険によっては料金が発生する場合があります)	不整脈や狭心症、心筋梗塞などの病気を調べる検査
	貧血検査	0円		貧血症や多血症の有無を調べる検査
がん検診	肺がん検査	700円	20歳以上の住民	肺や気管支の状態を調べます
	喀痰検査	700円	肺がん検診を受診した方で ①BI指数400以上の方②または6ヶ月以内に血痰のあった方のうち、受診を希望される方	肺における悪性細胞の有無を調べる検査
	胃がん検査	1,300円	20歳～79歳未満の住民	食道や胃、十二指腸の状態を調べます
	大腸がん	500円	20歳以上の住民	大腸からの出血を調べます
	肝炎検査	0円	令和2年度に40歳を迎える方、または70歳までに過去に1度も検査を受けたことのない方	B型肝炎とC型肝炎の可能性を調べる検査
	前立腺がん検査	700円	45歳以上の住民(男性のみ)	前立腺がんの可能性を調べる検査
婦人がん検診	乳がん検診	1,100円 ※70歳以上の方は無料	40歳以上の村民※要予約 (40名定員のため、去年受けていない方を優先して受付けます)	乳がんの有無を調べる検査
	子宮がん検診	800円 ※70歳以上の方は無料	20歳以上の村民※要予約	子宮頸がんや膣がんの有無を調べる検査

【健診を受ける前の注意事項】

- ✳ 保険証を忘れずにお持ちください。
- ✳ 午前に受診される方は朝食をとらず、午後には受診される方は昼食をとらないでください。
- ✳ がん・婦人がん検診は基本的に栗国村に住民票のある方が対象です。

★各健診当日は、送迎車が巡回しますのでご利用ください。(防災無線でお知らせします)

農業委員会が担う遊休農地に関する措置

～農地パトロール（利用状況調査 農地法30条）～

◎毎年8月頃に、管内の全ての農地について実施します

農地台帳と地図を用意し、原則として1筆ごとに調査を行います。

前年の調査結果の地図も用意し、前年に把握した遊休農地が解消されているかに重点を置き、新たに遊休化した農地はないかも確認します。

前年に遊休農地等として利用意向調査の対象となり、耕作再開や農地中間管理機構への貸出し意向を表明したにもかかわらず、6か月後もその表明どおりに農地が利用されていない場合は、農地所有者等に対して農地中間管理機構との協議勧告を行います。

～遊休農地とは（農地法32条）～

過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地（1号遊休農地）

農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地（2号遊休農地）

許可申請の締切日			
申請内容	締切日	農業委員会 総会（審査）	許可書交付日
農地の権利移動の許可 （農地法第3条）	毎月 20日 （祝祭日の 場合は翌日）	毎月 25日～月末頃	総会終了後1週間以内
農地転用の許可 （農地法第4・5条）			総会終了後1週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に 関する申請			農利用集積計画関係書類の縦覧 公示日（毎月1日以降） 後1週間以内

※各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に上記のとおりです。

お問合せ 粟国村農業委員会
電話 098-988-2033

「住宅地等における農薬使用について」のお知らせ

学校や公園、住宅地及びその周辺での農薬使用は農地での使用に限らず家庭菜園や屋敷林、植木鉢程度に対して使用する場合であっても気を付けるべきことがあります。

具体的には農薬取締法を遵守した利用を行う以外に

- ・ 農薬を使用する際は近隣に配慮し、散布器具のノズルの向きを注意しましょう。また、誘殺、塗布、樹幹注入、粒剤使用など散布以外の利用を検討しましょう。
- ・ 十分な時間の余裕をもってみんなに周知しましょう。

特に化学物質に敏感な人や農薬を散布する区域の近隣に学校、通学路がある場合には、学校や子どもの保護者等への周知や配慮は入念にしましょう。

- ・ 天候や風に気を付けて周囲への影響が少ない日や時間を選んで使用しましょう。
- ・ 農薬は混合したりせず説明書に従って正しい使い方をしましょう。

というものです。

新型コロナウイルスにより県内の医療逼迫も続いています。通常よりも健康被害等が発生した際のリスクが大きくなっていますので十分に気を付けてください。

それでは、農薬の利用について不明点などありましたら役場経済課までご連絡ください。

学校 保育所 公園 病院 街路樹
**このような所で、周囲を気にせず
 農薬を散布していませんか？**

住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、森林

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、公園マニュアルを参考にして農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するもの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

1 飛散の少ない剤型
飛散低減ノズルを使用

2 十分な時間の余裕をもって幅広く周知

3 防除機器・散布装置の機能や性能を正しく理解

4 周りに影響が少ない天候や時間帯を選択

**農薬は周りに配慮し
正しく使用** 飛散防止

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/ 農薬の適正使用 農林水産省 農薬

農薬を知る、理解する、適正に使う。
令和3年度農薬危害防止運動 農村水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

栗国村役場経済課 担当：岡村 隆一
 電話番号：098-988-2033 FAX：098-988-2206
 E-mail：r.okamura@vill.aguni.okinawa.jp

村長だより 第13号

暦の季節は秋になりましたが、まだまだ残暑厳しい日が続いています。村民の皆様は、お元気にお過ごしのこととおもいます。

さて、新聞やテレビでは「子ども食堂」(※1)のことが、よく取り上げられています。私たちの島ではどうでしょうか。粟国でもあったらいいなとか、話題に上がることがあるのでしょうか。私自身は耳にしておりませんが、皆様の中から自発的にボランティアで運営したいとの動きがあれば、村として、様々な形で支援したいと考えています。

しかし、高齢者が多く暮らしている粟国村では、私はむしろ「お年寄り食堂」(名前はおもしろい方がよいですが)が、必要ではないかと考えています。コロナのせいもあってか、最近ではめっきり外出もなくなってヤグマイ(※2)ばかりの方々も増えていると聞いています。寂しい思いをなさっておられるでしょうし、筋力の低下も心配です。

今は無理でもコロナが落ち着いたら、例えば浜地区では毎月10日は「いり組」20日は「めー組」30日は「くし組」といった具合に場所提供をしていただき、若い人たちのグスージ(※3)で昼食と午後のひとときを楽しんでいただくというイメージです。

皆がいるから会いに行きたい、心うきうき着替えをして外出して、お友達と食事してユンタク(※4)してあー今日は楽しかったと先輩方に喜んでもらい、長生きしていただきたいとおもいます。

そういった活動の中で、またあらためて敬老の精神が芽生え地域の絆が深まるのではと考えます。

もちろん食堂の運営のためには、食材はどうする、誰が料理する、ボランティアの人が集まらないなど様々な問題を解決しなくてははいけません。その方法は、他地域のこども食堂を参考にすれば解決できると思います。他所ができて、島ができないはずはありません。

あくまで運営はボランティアが基本となりますが、皆様のチャレンジ精神とパワーに期待しています。まずは、小さな食堂から手掛けてはいかがでしょうか。

- (※1) 地域住民が主体となって無料または低価格で子供たちに食事を提供する経済的に苦しい世帯への支援
- (※2) 家に閉じこもっている事
- (※3) おもてなし
- (※4) おしゃべり

※2～4は沖縄方言です

村長日程表

R3年9月

- 14日(火) web研修 包括ケアシステム
- 21日(火) ~定例議会
- 28日(火) 来訪) 沖縄県商工会連合会支援課

R3年10月

- 12日(火) 出張) 南部市町村会「定例総会」

- 12日(火) 出張) 南部振興会「市町村長協議会」
- 13日(水) 出張) 令和3年度第1回南部広域市町村圏事務組合「理事会」
- 18日(月) 出張) 南部広域行政組合理事会
- 22日(金) 出張) 沖縄県町村会負担金等審議委員会

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

栗 国 診 療 所

医師 三宅孝充



新型コロナ感染者が子どもの間で増えている

この原稿を書いている9月、沖縄で20歳未満の子どもの感染者の割合が、初めて全体の3割を超えました。もともと子どもは、大人に比べて新型コロナウイルスに感染しにくいとされてきました。

子どもの感染者が増えた理由として、感染力を増したデルタ株の影響が挙げられます。ある報告では、変異株によって子どもの家庭内感染率が増加しました。また、検査される機会自体が増えたことや、大人の間でワクチン接種が進んだ影響もあるでしょう。子どもの間で新型コロナが珍しくなくなった今、私たちが知っておくべきことについてまとめました。

子どもは重症化することは稀だが、1歳未満や持病のある子どもは注意が必要

18歳未満の子どもの感染者を調べた海外のある研究では、約40%が無症状で、軽症と合わせると95%以上でした。厚生労働省の報告によると、今年9月時点で、20歳未満の子どもは24万人が感染していますが、死者は1人だけでした。これは、毎年のインフルエンザによる子どもの死者が、少なくとも数十人を超えることを考慮すると、はるかに少ないと言えます。

重症化した子どものほとんどは、1歳未満の乳児か、持病のある子どもでした。これまでの研究で、子どもの重症化リスクと分かっているものは、心臓病などの持病があること、発達障害、肥満、喘息などです。

以上の知見は、主に変異株が登場する前のものであることに注意が必要ですが、変異株だからといって子どもで重症度が増すという根拠は今のところありません。

感染対策の取られた教育施設は感染リスクになりにくい

ある報告では、流行規模が小さい地域において、マスク着用やソーシャルディスタンスなどの感染対策が取られた学校では、子ども間での感染は稀でした。また別の報告では、感染対策がしっかり行われ、風邪症状のある子どもが休むことが徹底されている学校では、子ども間での感染は稀でした。

新型コロナは、風邪と区別することは容易ではありません。子ども間で感染を広げないために大切なことは、軽微でも風邪症状があれば学校を休ませ、またそうしやすい環境を周囲が整えてあげることでしょうか。なお、鼻炎など風邪と紛らわしい症状がある場合や、登校して良いか悩ましい場合は、診療所へご相談下さい。

子どものワクチン接種の意義は周囲に広げないため

現在、12歳以上なら新型コロナワクチン接種を受けることができます。この年齢は今後、更に引き下げられる可能性があります。

上述した通り、一部の例外を除き、子どもは大人に比べ重症化しにくく、一方、子どもは大人よりも感染予防策を取りにくいことから、子どもがワクチン接種を受ける意義は、自らを守るということ以上に、周囲に感染を広げないため、と言えます。

子どもの感染経路は、大部分が家庭内

日本小児科学会の報告によると、2021年5月時点で子どもの感染経路は、77%が家庭内でした。学校や、幼稚園・保育所関係はそれぞれ6%でした。家庭内感染経路の93%は両親や祖父母でした。このことから、子どもを守るためには、大人が家庭内に持ち込まないようにすることが重要です。

インフルエンザワクチンは受けた方がいいの？

2020年、2021年とインフルエンザはほとんど流行しなかったことから、インフルエンザに対する私たちの免疫はかなり低下していると考えられます。一方、新型コロナウイルスに対しては、ワクチン接種によってある程度の集団免疫を獲得していると考えられます。したがって今年は、インフルエンザが流行する可能性にも備える必要があります。

インフルエンザワクチンは、65歳以下は任意接種ですが、インフルエンザによって重症化しやすい持病のある方や乳幼児は、接種することが望ましいでしょう。



粟国駐在所だより

高齢者講習の開催について

1 講習日時

- (1) 75歳以上の方

令和3年10月14日(木) 午後1時～午後4時30分

- (2) 70歳～74歳までの方

令和3年10月15日(金) 午前9時～午前11時30分

※運転免許証の有効期限が切れる際の年齢です。



2 講習場所

粟国村東ふれあいセンター

3 受講対象者

受講日から6ヶ月以内に更新が必要な方となります。

- (1) 75歳以上の方

運転免許証の有効期限が令和4年4月14日までの方

- (2) 70歳～74歳までの方

運転免許証の有効期限が令和4年4月15日までの方

※同講習を受講していない場合、粟国駐在所での更新手続きはできません。

4 受付

粟国駐在所で事前受付をお願いします。(電話でも可能です)

5 講習手数料

手数料は県証紙での支払いとなります。

村役場で県証紙の購入をお願いします。(会場での県証紙の販売はしていません)

- (1) 75歳以上の方は、認知機能検査の結果により講習手数料が

8,700円または**5,850円**になります。

認知機能検査が終了するまで講習手数料がどちらになるかわからないため、

まず5,850円の県証紙を持参してください。

8,700円の場合は、講習後に不足分の県証紙を役場で購入してください。

- (2) 70歳～74歳までの方は**5,100円**となります。

6 注意事項

- 講習開始時間に遅れないようお願いします。
- 当日は、運動靴など車の運転に適した履き物で来場してください。

環境美化清掃事業の作業内容について

環境美化作業職員は沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）を活用した観光客誘致を目的とした事業です。

今年度は別添の地図で色を塗った観光地やアクセス道路の美化清掃を行っています。

アクセス道路での作業中にご不便をおかけすることもあります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

またあわせて、作業状況により多少の時間変動もありますが、参考として作業時間と休憩時間についても下記の通り周知します。

環境美化作業員の一日のスケジュール

午前	作業時間	休憩時間	作業時間	休憩時間	作業時間	休憩時間	作業時間	昼休み
草刈り機組	8:30~9:00	9:00~9:30	9:30~10:00	10:00~10:30	10:30~11:00	11:00~11:30	11:30~12:00	12:00~13:00
手作業組	8:30~9:20	9:20~9:30	9:30~10:00	10:00~10:30	10:30~11:15	11:15~11:20	11:20~12:00	12:00~13:00

午後	作業時間	休憩時間	作業時間	休憩時間	作業時間	休憩時間	ゴミ拾い、片付け
草刈り機組	13:00~13:45	13:45~14:30	14:30~15:00	15:00~15:30	15:30~16:00	16:00~16:15	16:15~17:00
手作業組	13:00~14:00	14:00~14:15	14:15~15:00	15:00~15:30	15:30~16:20	16:20~16:30	16:30~17:00

環境美化作業範囲地図



10月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。

日/曜日/旧暦			運航予定		行事予定	日/曜日/旧暦			運航予定		行事予定
			泊発	栗国発					泊発	栗国発	
1	金	8/25	9:55	14:00		16	土	9/11	9:55	14:00	
2	土	8/26	9:55	14:00		17	日	9/12	9:55	14:00	
3	日	8/27	9:55	14:00	栗国幼小中学校運動会	18	月	9/13	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター
4	月	8/28	9:55	14:00		19	火	9/14	9:55	14:00	
5	火	8/29	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター	20	水	9/15	9:30	15:00	アギグーシー
6	水	9/1	9:30	15:00	浜グーシー	21	木	9/16	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室
7	木	9/2	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室	22	金	9/17	9:55	14:00	
8	金	9/3	9:55	14:00		23	土	9/18	9:55	14:00	
9	土	9/4	9:55	14:00		24	日	9/19	9:55	14:00	
10	日	9/5	9:55	14:00		25	月	9/20	9:55	14:00	
11	月	9/6	9:55	14:00		26	火	9/21	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター
12	火	9/7	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター ・カジマヤー	27	水	9/22	9:55	14:00	
13	水	9/8	9:55	14:00		28	木	9/23	9:55	14:00	婦人科検診 午後2時30分～午後3時30分 離島振興総合センター
14	木	9/9	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室	29	金	9/24	9:55	14:00	
15	金	9/10	9:55	14:00		30	土	9/25	9:55	14:00	住民健診・がん検診 午前7時～午後 2時30分 離島振興総合センター
						31	日	9/26	9:55	14:00	住民健診・がん検診 午前7時30分～ 午前9時 離島振興総合センター

村運営バス・デマンド型乗合タクシー

・アニー号 (コミュニティバス)
港の発着時刻に合わせて停留所を定期的に運行します。

・りかりか号 (デマンド型乗合タクシー)
予約して乗り合って目的地へ送迎します。

利用時間 8:30～17:30
受付時間 8:30～17:00

電話 080-9852-7362

利用したい時間の30分前までご連絡下さい。
上記以外の時間帯やバス・タクシーに関するお問い合わせ

電話 098-988-2016



船舶へのお問い合わせ

- ・栗国村船舶課 (7:30～17:15)
☎ 098-988-2495
- ・那覇船舶事務所 (8:00～17:00)
☎ 098-862-5553

*船内持込手荷物は、お一人様10kg未満に限らせていただきます。その他のものはコンテナに預けて下さい。



消費生活相談窓口

- ・栗国村役場民生課 ☎ 098-988-2017
- ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

栗国村航空機について

運航日時

1日1往復 週3往復程度 (月曜日・水曜日・土曜日)

那覇空港発 9時15分
栗国空港着 9時45分

栗国空港発 11時15分
那覇空港着 11時45分

予約

第一航空株式会社那覇営業所
(営業時間 07:30-17:00)
電話番号 098-859-5531